

[事案 27-251] 契約貸付無効請求

・平成 28 年 11 月 4 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約貸付が無断で行なわれたことを理由として、契約貸付の弁済義務のないことの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 9 月に契約した終身保険および平成 6 年 1 月に契約した年金保険について、契約貸付に利用されたカードの発行を受けるための口座開設の手続、その後の契約貸付の手続は、元配偶者が無断で行ったものであることから、契約貸付を無効としてほしい。

<保険会社の主張>

口座開設の手続については、申込書の印影が申立人の印章により押印されたものと認められるため、申込書は申立人の意思にもとづいて作成されたことが推定され、申立人はカードの発行を受ける意思があったといえる。

また、契約貸付の手続については、元配偶者が授与された契約の管理に関する包括代理権、あるいは日常家事に関する法律行為の代理権（民法第 761 条）にもとづいて行われたものといえるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、口座開設の手続および契約貸付の手続への申立人と申立人の元配偶者の関与の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 口座開設や契約貸付には、申立人の元配偶者が関与していた可能性がうかがえる。ただし、申立人の意思にもとづいて行われた可能性も否定できず、申立人から申立人の元配偶者に対する何らかの権限付与の有無や、仮に権限の付与がなくても、保険会社が主張する日常家事に関する法律行為に該当するかを検討する必要がある。この点の検討をするためには、申立人の元配偶者からの事情聴取が不可欠となるが、裁判外紛争解決機関である当審査会には、第三者を呼び出し、事情聴取を実施する手続は備わっておらず、事情聴取を実施するにしても、申立人と保険会社の主張が大きく対立する本件においては、反対尋問の機会を保障するのが望ましいところ、当審査会の事情聴取では、そのような機会は保障されていない。
- (2) また、本件では、口座申込書を含む証拠として提出された申立人の署名のある各書類の契約者欄の筆跡が誰のものであるかが重要な争点になると考えられるが、この点を明らかにするには、筆跡鑑定が必要であるが、当審査会には、鑑定の手続は備わっていない。
- (3) さらに、仮に申立人の請求が認められた場合には、申立人の元配偶者は、保険会社より責任を追及される立場にあることから、本件裁定の結果に重大な利害関係を有しているといえるが、当審査会は裁判外紛争解決機関であるため、裁判手続に備わっているような申立

人以外の者の権利を手続的に保障する制度がない。